地域雇用開発助成金【地域雇用開発コース】（設備助成）

雇用情勢が厳しい地域等において、**創業や設備の増設等、**事業所を設置・整備し、それに伴い地域に居住する求職者を雇い入れる事業主に対して助成を行うことで、その地域における雇用構造の改善を図ることを目的としています。

以下は制度概略です。詳細については担当部署にご確認ください。

対象となる事業主

- □ 「計画書」を提出した日（計画日）から「完了届」を提出した日（完了日）までの間(最長１８カ月)に事業所の事業の用に供する施設又は設備の設置・整備(その費用の合計額が３００万円以上)を行う事業主であること。
- □ 設置・設備事業所における完了日の雇用保険一般被保険者数が、計画日前日の被保険者数から３人（創業の場合は２人）以上増加していること。

  ＊対象労働者の１／３以内であれば、新規学卒者も支給対象労働者になります。
- □ 設置・整備に伴い、ハローワーク等の紹介により沖縄県内（※）に居住する求職者を雇用保険の一般被保険者として雇入れ、対象労働者の年齢が６５歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が完了日から２年後の日以降まであることが確実である労働者（雇用保険の一般被保険者）として３人以上（新規創業の場合は２人以上）雇い入れた事業主であること。
- □ 設置・整備及び雇入れを行う事業所が雇用保険の適用事業所であること。
- □ 「雇用関係助成金に係る共通支給要件」（１６ページ参照）の要件を満たしていること。
- □ **地域の雇用構造の改善に資する事業主であること。**

  （その他沖縄労働局長が別途定めた風営法関連事業主等を除く。）

  ※事業所の所在する地域または隣接する地域（詳細は担当部署にご確認下さい。）

支給額

設置・整備に要した費用及び対象労働者の数に応じて下表の定額を、１年ごとに最大３回まで支給。

下表の額は左側が基本額、右側が生産性要件を満たした事業主に対して支給する額です。

中小企業事業主と認められる場合は、１回目の支給において支給額の１／２相当額が上乗せされます。

ただし、創業と認められる場合は、これにかかわらず初回の支給時に（　）の内の額を支給。

設備・整備に要した費用	対象労働者の増加人数　※（　　）は創業の場合			
	3(2)～4人	5～9人	１０～１９人	２０人～
３００万円以上 １，０００万円未満	48 万円/60 万円 （100 万円）	76 万円/96 万円 （160 万円）	143 万円/180 万円 （300 万円）	285 万円/360 万円 （600 万円）
１，０００万円以上 ３，０００万円未満	57 万円/72 万円 （120 万円）	95 万円/120 万円 （200 万円）	190 万円/240 万円 （400 万円）	380 万円/480 万円 （800 万円）
３，０００万円以上 ５，０００万円未満	86 万円/108 万円 （180 万円）	143 万円/180 万円 （300 万円）	285 万円/360 万円 （600 万円）	570 万円/720 万円 （1200 万円）
５，０００万円以上	114 万円/144 万円 （240 万円）	190 万円/240 万円 （400 万円）	380 万円/480 万円 （800 万円）	760 万円/960 万円 （1600 万円）

受給手続

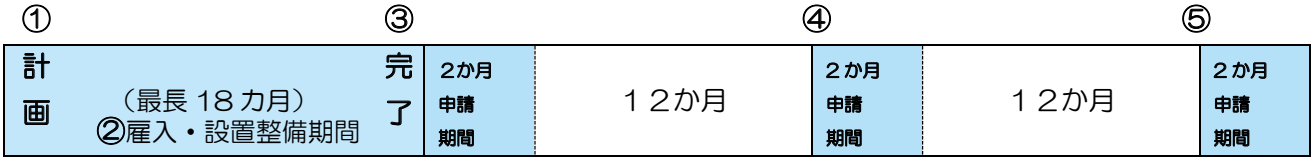

①　計画書の提出
計画書提出前に雇入れた労働者や引渡しや支払いを終えている動産・不動産等は申請対象となりません。

②事業所の設置・整備雇入れ
設置・整備に要した費用（①～③の間の支払分が対象）と雇入れた対象労働者数で助成額が決まります。

③計画の完了・第１回申請書提出
計画期間は最長18か月です。
完了日から２か月以内の申請期限を過ぎた場合は計画は失効します。

④第２回申請書提出
③の１年後です。
③の時点と比較して対象労働者、被保険者数の維持が必要です。

⑤第３回申請書提出
③の２年後です。
③の時点と比較して対象労働者、被保険者数の維持が必要です。

受給のポイント

地域雇用開発コース及び沖縄若年者雇用促進コースの**どちらにも共通する事項**です。

	認められる経費（消費税含む）	認められない経費
工事（不動産）	○１契約が20万円以上となる事業所や店舗などの新・増設工事費用（建築工事及びこの建築工事に付随する土地造成・設計監理等を含む） ○賃借した事業所や店舗などにかかる１契約が20万円以上の内装などの工事費用　○消費税	○不動産登記の手数料 ○申請者以外の名義で不動産登記される部分 ○事業主などの自宅を含む事業所や店舗などの施設全体 ○1契約が20万円未満のもの ○新築の建物に入居（賃借）する場合で、同時に行う内装工事 ※設置・取付工事を必要としない動産は、動産の購入で判断します。
購入（不動産）	○１契約が20万円以上となる不動産購入費用 ○消費税	○土地購入費用　○不動産登記の手数料 ○賃貸用不動産　○１契約が20万円未満のもの
購入（動産）	○１点が20万円以上の動産の購入費用（機械、装置、工具、器具、備品、車両、船舶、航空機運搬器具など） ○購入に伴う運搬費用、取付費用　○消費税 ※計画期間内の支払額が対象経費となります。	○原材料、消費財 ○１点の価格が20万円未満のもの（複数の動産をまとめて購入した場合でも、１点ごとの価格で判断します）
賃借（不動産）	○１契約の計画期間内の支払額（１年分を限度とし共益費を含む）が20万円以上となる事務所や店舗などの賃借費用 ○消費税　○事業に必要な車を購入した場合の駐車場	○土地賃借料　○仲介手数料、振込手数料　○敷金、礼金 ○建設協力金 ○計画期間内の支払額（１年分を限度）が20万円未満のもの ○賃貸契約の更新が見込まれないもの
賃借（動産）	○１点についての計画期間内の支払額（１年分を限度）が支払額が20万円以上となる、動産の賃借またはリース費用　○消費税 ○賃借またはリースに伴う運搬費用、取付費用	○保証金　○保守およびメンテナンス費用　○計画期間内の支払額（１年分を限度）が20万円未満のもの（複数の動産をまとめて契約した場合でも、１点ごとの価格で判断します） ○賃貸契約の更新が見込まれないもの

その他　支払についての注意事項

＊立替払いは対象外です（例：親会社による立替払いや法人代表者の個人名義口座からの支払等）。

＊事業所の移転を検討される場合、必ず事前にご相談ください（対象外経費となる場合もあります）。

＊その他の**計画の変更**、経費の取扱いについては、**事前**に担当部署までお問い合わせください。

問い合わせ先　**沖縄助成金センターまたは事業所管轄のハローワーク**

地域雇用開発コースと沖縄若年者雇用促進コースとの併給について

地域雇用開発コースと沖縄若年者雇用促進コースは併給が可能ですが、対象者の要件に違いがあります。同一の労働者にて併給を受ける場合には双方の要件を満たすことが必要です。

【対象労働者の相違点】

	地域雇用開発コース	沖縄若年者雇用促進コース
年　齢	制限なし	**雇入れ時点で３５歳未満**
ハローワーク等の紹介要件	**あり** ※雇用予約がないこと	なし **※ただし、一般公募であること。**
居住地の確認	雇入日時点で沖縄県内に居住していること (雇入日時点の住民票(写)にて確認する)	**応募時点で（※１）沖縄県内に居住していること**
新規学卒者の扱い	**（紹介日時点で確認）** **中学・高校→卒業年度末の翌日から３か月以内** **大学等→卒業月の月末までの紹介日**	**（応募時点で確認）** **中学・高校→卒業年度末の翌日から３か月以内の応募** **大学等→卒業月の月末までの応募**
新卒者の算入要件	**対象労働者数の１／３まで算入可** (例１：一般２人・新卒１名**合計３名**)　1/3≦1/3　◎ (例２：一般３人・新卒２名**合計５名**)　2/5>1/3　×	**対象労働者として４人目以降に算入可** （中小企業のみ） （例：一般３人・新卒３名　**合計６名**）
過去３年以内に出向・派遣・請負従業員として受入れていた者を雇用した場合	**対象外となる** （雇入れ日の前日から起算して３年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該事業所において就労したことがあるもの）	対象労働者として算入可 ※ただし、出向・派遣・請負等での就労が終了した後、一般公募を行い採用した場合に限る。

＊上記は相違点のみを挙げたものであり、その他にも要件があります。
※１沖縄若年者雇用促進コースにおいては沖縄県内全体をさします。

その他、求人提出から採用、定着までの注意点

１　計画書提出から採用までの基本的な流れ（参考）

・地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）計画書提出　⇒　就業規則・賃金規定等の整備、事業採算性を踏まえた採用計画　⇒　ハローワーク等に求人申込　⇒　ハローワーク等より紹介　⇒　選考　⇒　採用

２　計画書提出後、すぐに求人申込ができるとは限りません（新規事業の立ち上げの場合等）。

・求人申込みの際は詳細な労働条件が定まっている必要があります。
また、労働法令に違反する求人は受理できません。

・店舗新設等に際し、研修目的で既存店舗にて勤務する場合、求人申込時に研修内容・場所を明示しなければ対象労働者になりません。契約書にも同様に明示してください。

３　地域雇用開発コースの対象者に限定した求人申込はできません。

・受理した求人はハローワーク求人情報提供端末にて公開します。助成金対象者以外の求職者も紹介します。

４　ハローワークの紹介窓口では応募者が助成金対象者となるかは、お答えできません。

・対象者要件の確認は担当部署にご確認をお願いします。

・沖縄若年者雇用促進コース対象者募集に限っては、年齢指針の例外により「35 歳未満」等の年齢制限ができる場合があります。